

## 須賀川市広告入り封筒無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が使用する広告入り封筒の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用封筒 市が公用として郵送等に使用するための封筒又は市が発行した証明書等を持ち帰るために市民等に提供する封筒をいう。
- (2) 無償提供者 公用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の事前確認及び校正並びに広告主との調整その他の広告掲載に係る一連の業務を行い、市に広告入り封筒を無償提供する者をいう。

(公用封筒の設置場所等)

第3条 公用封筒の設置場所及び期間については、市長が別に定める。

(公用封筒の規格等)

第4条 公用封筒の規格及び数量については、市長が別に定める。

(無償提供者の募集方法)

第5条 無償提供者の募集は、公募によるものとし、市ホームページその他市長が認める方法により行うものとする。

- 2 無償提供者の募集に際し、募集期間その他募集について必要な事項は、市長が別に定める。

(無償提供者の申込方法)

第6条 公用封筒の無償提供を希望する者（以下「申込者」という。）は、須賀川市広告入り封筒無償提供申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第7条 市長は前条の規定により申込みを受けたときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、無償提供者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、須賀川市広告入り封筒無償提供選定結果通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(協定書の締結)

第8条 市長は、前条第1項の規定により無償提供者を決定したときは、公用封筒の広告内容、無償提供の手続等について無償提供者と協定書を取り交わすものとする。

(広告掲載の基準)

第9条 公用封筒に掲載する広告は、要綱及び須賀川市広告掲載基準に定める内容に適合するものでなければならない。

(作製に係る注意事項)

第10条 無償提供者は、広告主を募集するに当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 無償提供者は、公用封筒の色、形状その他の仕様及び掲載する広告について、市長と事前に協議し、その承諾を得なければならない。

(無償提供者の責務)

第11条 無償提供者は、公用封筒の広告内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決するものとする。

2 無償提供者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、無償提供者の責任及び負担において解決しなければならない。

(公用封筒の使用中止)

第12条 市長は、公用封筒を使用することが適当でないと認めたときは、公用封筒の使用を中止するものとする。この場合において、無償提供者は、公用封筒を回収のうえ、代替の封筒を提供しなければならない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。